

議案第10号

逗子市介護保険条例の一部改正について

逗子市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月22日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市介護保険条例の一部を改正する条例

逗子市介護保険条例（平成12年逗子市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に、「得た額とする。」を「得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合は、零とする。」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

- 18 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第7条第1項（同項第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、及び第13号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

19 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

20 附則第18項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の逗子市介護保険条例の規定は、令和3年度分から令和5年度分までの介護保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）の施行及び第8期逗子市高齢者保健福祉計画の策定に伴い、改正の要あるため提案する。